

# 発寒清掃工場更新事業アドバイザー業務

本仕様書は、札幌市(以下、「委託者」という。)が委託する「発寒清掃工場更新事業アドバイザー業務(以下、「本業務」という。))に適用し、受託者が行う業務の仕様、条件等について定めるものである。

## 第1章 共通仕様書

### 1 業務の目的

札幌市では、運転開始後30年以上が経過し、老朽化が進行している発寒清掃工場(以下、「現工場」という。また、新たに建設する工場を「新工場」という。)の更新にあたり、「設計施工一括発注方式」(以下、「DB方式」という。)により、施設の建設工事と解体工事を民間事業者に一括して発注することを計画している。なお、運営・維持管理は公共直営(以下、設計施工と運営・維持管理を併せて「DB方式+公共直営」という。)を計画している。

本業務は、発寒清掃工場更新事業(解体工事を含む)(以下、「本事業」という。)に係る基本構想、基本計画及び環境影響評価報告書等を踏まえた、予算額及び債務負担額の設定並びに事業発注に必要な関係書類の作成から契約締結までの事業者の選定手続きに係る総合的な支援を行うことを目的とする。

また、本施設の設計施工(解体工事を含む)の契約上の疑義について専門的な知見による適切なアドバイスを委託者に提供するとともに、各種委員会の運営及び近隣地区等関係者への情報提供の支援を併せて行うものとする。

なお、本事業は札幌市PPP/PFI活用方針の対象ではないが、当該方針に準じて手続きを進めるものとする。

### 2 業務の名称

発寒清掃工場更新事業アドバイザー業務

### 3 更新施設の概要

事業実施区域：北海道札幌市西区発寒15条14丁目2-1ほか

(西清掃事務所、市道(北発寒第98号線)及び現工場敷地)

処理能力:新工場 640 t/日(320 t/日×2 炉)、現工場 600 t/日(300 t/日×2 炉)

建設予定地面積:

更新場所(新工場棟の建設予定場所) 約 1.1 ha

事業実施区域(更新場所のほか、計量棟、車両動線、現工場含めた敷地) 約 3.5 ha

※更新場所のみでは新工場の車両動線や計量棟の配置が困難となる可能性があることや、本事業では現工場の解体も行う計画であることから、現工場の敷地を加えた約3.5haを事業実施区域としている。また、新工場では石狩市・当別町の可燃ごみを受入れる広域処理を計画しており、新工場の処理能力には広域処理分を含んでいる。なお、新工場稼働まで石狩市・当別町の可燃ごみは北石狩衛生センター(処理能力:180 t/日(90 t×2 炉))で処理されるが、当該施設の解体は本事業に含ま

ない。

#### 4 業務の場所

札幌市内

#### 5 業務期間

契約締結日より令和10年(2028年)3月21日まで

#### 6 業務項目

本業務に係る項目は本仕様書及び特記仕様書による。

#### 7 提出書類

本業務にあたり受託者が提出する書類は下記のとおりとする。なお、提出書類の作成に当たっては事前に委託者と協議を行うこと。また、成果報告書について、図表その他、電子データで提出可能なものは電子データでも提出すること。なお、参考資料についても、可能な範囲で成果報告書に準じるものとする。

##### (1) 契約後速やかに提出する書類

- ア 業務着手届 2部
- イ 業務工程表 2部(各章及び各節を1作業項目とした工程表)
- ウ 業務責任者等指定通知書 2部

##### (2) 契約締結後7日以内に提出する書類

- ア 業務実施計画書 2部

##### (3) 業務期間中に提出する書類

- ア 業務協議簿 2部  
協議後3営業日以内に提出すること。
- イ 議事録 2部

打合せ後3営業日以内に電子メールで提出したうえで、承認を受けたものを成果報告書に添付すること。

##### (4) 業務完了時に提出する書類

- ア 業務完了届 2部
- イ 成果報告書 2部
- ウ 要求水準書(製本版) 5部
- エ 参考資料 一式
- オ 電子データ 一式

##### (5) その他委託者が適正な業務履行確認のため、特に必要と認めた書類

##### (6) 業務実施計画書に関する注意事項

受託者は契約締結後、業務の工程等の詳細について委託者と協議の上、原則7日以内に業務実施計画書を作成し提出すること。

## (7) 成果報告書に関する注意事項

- ア 検討過程資料、計算根拠、出典等資料はすべて明確にし、整理して提出すること。特に、電算機使用の場合は入力条件を明示すること。
- イ 文献・その他資料を引用した場合は、その文献・資料名を明記すること。
- ウ 業務協議簿(写し)・議事録・その他委託者から指定されたものを添付すること。
- エ 成果報告書の提出に当たっては、業務責任者が立会うこと。
- オ 電子データは、原則以下の2種類を作成し、他形式で提出する際は、委託者と協議すること。  
Microsoft Office形式等(Microsoft 365と互換性があること)の編集可能形式とPDF形式で作成すること。なお、編集可能形式のファイル内で使用された図表又は写真等の元データは提出書類(電子データ)として納品すること。
- カ 編集可能形式の電子データは委託者側で自由に変更できる状態にしておくこと。PDF形式の電子データは印刷やコピーなどができる状態にしておくこと。
- キ 提出書類の名称は、原則として本仕様書に記載された名称に準じること。
- ク 目次及びインデックスをつけるなど、資料検索が容易にできること。

## 8 著作権

成果報告書に関する全ての著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)は委託者に無償で譲渡すること。ただし、受託者が自ら作成したもの以外についてはこの限りではない。

## 9 再委託について

受託者は、次に掲げる業務の主たる部分について再委託することはできない。

- (1) 総合的な業務履行計画、進捗管理及び最終的な技術的判断
- (2) 実施方針や要求水準書等、事業発注に必要となる資料の作成
- (3) 協議、委員会、打合せの出席と配布資料作成等(議事録作成は除く)

なお、前述の主たる部分以外については、専門業者等への再委託を可能とするが、再委託する業務範囲及び選考する業者について、事前に委託者の承諾を得ること。

## 10 業務管理

- (1) 全ての打合せ及び全ての委員会には、特別な事情が無い限り業務責任者又は主任技術者が出席すること。また、出席できない場合は、事前に委託者の承認を受けたうえで同等の知識・経験を有する担当技術者が出席すること。
- (2) 本業務についての打合せ、委員会及び協議事項等は、すべて議事録を作成し、委託者に提出すること。
- (3) 受託者は、業務責任者及び主任技術者をもって秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な知識を要する部門については、専門的な知識を有する技術者を配置すること。また、主任技術者は、業務の全般にわたり技術的監理を行うこと。なお、業務責任者は主任技術者を兼務することができるものとする。

## 1 1 資料の貸与

委託者の資料が業務に必要な場合は、所定の手続きにより閲覧・貸与を行う。なお、資料の貸与を受ける際には、借用書類リストを提出すること。

## 1 2 法令等の順守

本業務の実施にあたっては、関係法令及び条例等を遵守すること。

## 1 3 秘密の保持

受託者は業務の遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、コンサルタントとしての中立性を遵守しなければならない。

## 1 4 関係機関との協議

関係する自治体・官公署等との協議を必要とするとき、又は協議を求められた場合、委託者の求めに応じて必要な対応又は支援を行うこと。

## 1 5 議事録及び業務協議簿

本業務についての打合せ又は協議は委託者が必要と認めたときに実施し、受託者がその内容を議事録又は業務協議簿として記録したうえで3営業日以内に提出すること。

## 1 6 質疑の解釈

業務の遂行において仕様書に明示されていない事項がある場合は、双方協議の上定めるものとする。また、業務上必要と認められる軽微な事項については、受託者の責任において行うものとする。

## 1 7 環境に配慮した業務履行

受託者は、委託者の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に配慮した業務履行に努めること。特に、次の事項について積極的に取り組むこと。

- (1) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (2) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、急発進・急加速の禁止やアイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (3) 業務に係る用品等は、極力エコマーク商品等のグリーン仕様品を使用すること。

## 第2章 特記仕様書

### 1 事業条件、事業者募集・選定等の検討

受託者は、「DB方式＋公共直営」により事業を実施することを前提に事業発注するために、以下の項目について検討を行うこと。

#### (1) 事業スキーム・契約手法等の検討

本事業を「DB方式＋公共直営」で実施するにあたっての事業スキーム及び契約手法等の検討を行うこと。

#### (2) 事業者募集・選定条件等の検討

委託者が決定する事業発注の方式に合わせ、審査方法、事業者選定スケジュール及び事業者参加資格条件等の検討を行うこと。

#### (3) リスク分担の検討

本事業の遂行に関するリスク分担の検討を行うこと。特に、本事業に含む予定の既存施設（共同溝、市道の埋設配管等）の工事について、留意点及び責任所掌を明確にしたうえで、要求水準書（案）に反映すること。

#### (4) 各種インフラ取合い条件の検討

委託者が一般送配電事業者に接続検討申込みを行うに際して、必要な申込み書類等の作成支援を行う。その他、都市ガス、上水・排水等の取合い条件について、委託者が関係者と協議するに際して資料作成等の支援を行い、必要に応じて協議に同席する。なお、関係者への検討申込み等に際して、支払いが発生する手数料等の実費については委託者が負担する。

#### (5) 予算額及び債務負担行為の設定に係る支援

市場調査は、プラントメーカー等の事業者に対して設計見積（建設・解体工事費及び運営管理費を含む）を依頼し、参考見積書を徴収することにより行う。さらに、プラントメーカーから提出された参考見積書を精査し、予算額及び債務負担額の設定に係る必要な支援を行うこと。予算額及び債務負担額の設定にあたっては、交付金及び市債等についても考慮すること。また、関係法令等を踏まえた適切な設定方法を提案するとともに、最新市況や事業内容等を加味した資料作成等の必要な支援を行うこと。

#### (6) 測量業務

工作物配置等に係る測量を実施すること。測量範囲については別紙1のとおりとする。測量においては、敷地範囲にある既存の仮ベンチマーク（KBM）を使用するとともに、柵及びマンホール等の位置・高さに漏れがないようにすること。

なお、令和6年度に実施した4級基準点測量と敷地境界の測量結果を踏まえて実施計画書を作成し、委託者の了解のもと実施すること。

表1 測量項目と種別について

項目	種別	単位	数量
水準測量	4級水準測量	km	0.38
路線測量	中心線測量(間隔20 m)	km	0.38
	縦断測量	km	0.38
	横断測量(間隔20 m、幅左右各62 m(平均))	km	0.38
地形測量	平坦地縮尺は1 : 500 とし、等高線は1 m間隔とする。	ha	4.71

(7) 市道廃止に伴う設計業務

市道北発第98号線の廃止に伴い、廃止市道埋設部の既設水道管撤去(下記ア)と現工場引込部の新設、切替工事(下記イ)及び下水道管撤去工事(下記ウ)に係る実施設計を行うこと。(別紙2参照)

ア 既設水道管撤去工事設計(L=140m程度を想定)

イ 水道管撤去に伴う現場引込部の新設及び切替工事設計(L=30m程度を想定)

ウ 市道埋設部の下水道管撤去工事設計(L=127m程度を想定)

(8) ごみ質調査業務

定期的なごみ質調査は別途業務で行っているため、本業務で行うごみ質調査業務は非定期的なごみについての分析を目的とする。委託者が指定する発寒清掃工場のごみピット内のごみについて、採取及び組成分析を次のとおり行う。

ア 業務の内容

(ア) ごみの採取及び組成分析等

a 業務実施回数

1回

b ごみ採取箇所

発寒清掃工場のホッパーフロアとする。

c ごみの採取日時等

別途委託者が指定する日時に行う。

d 分析項目

(a) 採取したごみ全体の水分率及び見かけ比重

(b) 採取したごみの重量(乾ベース、湿ベース)及び組成割合(表1の9品目)

(c) 採取したごみの灰分及び発熱量(表1の①草木類、②布類、③紙類、④厨芥類、⑤容器包装プラスチック類、⑥その他プラスチック類の6品目)

イ 分析方法等

(ア) ごみの採取

厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」(昭和52年11月4日付け環整第95号)(以下「環整第95号」という。)に基づき、表1の方法による。

(イ) 組成分析(湿ベース9項目、乾ベース9項目、組成別水分率)

「環整第95号」に定める方法に準拠する。項目は、①草木類 ②布類 ③紙類 ④厨芥類 ⑤容器包装プラスチック類 ⑥その他プラスチック類 ⑦ガラス・陶磁器類 ⑧金属類 ⑨土砂・その他である。詳細は表1及び表2のとおりとする。また、全体の水分率及び見かけ比重を測定すること。

表1 ごみの分析方法

分類	項目	採取・分析方法
ごみ組成	湿ベース重量、乾ベース重量、組成割合	別途委託者が指定する対象ごみ全量を混合し、四分法により縮分し約5～10kgを分析試料とする。湿ベース重量は、表2の項目ごとに秤量し、組成割合(%)を求める。乾ベース重量については、試料を持ち帰り、水分量を測定の上換算により算出する。
	単位体積重量	全体及び組成割合の品目別に現場にて容器等を用いて測定する。
ごみ質	水分量	組成割合の品目別に105℃乾燥重量法により測定する。
	灰分	表2の項目のうち不燃物類⑦～⑨を除いた項目について、種類ごとに2mm以下に粉碎し、105℃±5℃で2時間加熱し秤量したのち、電気炉を用いて800℃で2時間強熱し秤量する。
	低位発熱量	分析試料混合試料について、発熱量計を用いて測定する。なお、低位発熱量への換算に必要な水素分は市より別途提供する過去10年間の平均値を用いること。

表2 ごみの分類内訳

分類	項目	内 訳
可燃物	①草木類	草、花、木、割り箸、竹など
	②布類	繊維類、衣類など
	③紙類	新聞紙、包装紙、雑誌、ちり紙など
	④厨芥類	肉、魚、野菜、果物、飲料など(タバコも含む)
プラスチック類	⑤容器包装プラスチック類	ポリ袋、スーパーの袋、ラップ、食品の袋、食品トレイ、パックなど
	⑥その他プラスチック類	プラスチック、ペットボトル、プラ成形品、発泡スチロール、ゴム、皮革など
不燃物	⑦ガラス・陶磁器類	ガラスびん、ガラス製品、せとものなど
	⑧金属類	缶、栓、金属製品など
	⑨土砂・その他	土砂、石、その他分類不能なもの(毛髪、乾燥剤、掃除機集じん物など)

#### ウ 提出書類

組成分析結果について報告書として提出すること。報告書には、次の内容を記載する。

(ア) ①草木類 ②布類 ③紙類 ④厨芥類 ⑤容器包装プラスチック類 ⑥その他プラスチック類

⑦ガラス・陶磁器類 ⑧金属類 ⑨土砂・その他の各々の湿ベース、乾ベース重量(重量比含む)及び水分率

(イ) 採取したごみ全体の水分率及び見かけ比重

(ウ) 業務状況写真

#### エ 注意事項等

(ア) 発寒清掃工場の運転トラブル等により、ごみ採取に支障が生じた場合には、採取日を委託者と協議の上、実施すること。

(イ) 発寒清掃工場内での業務実施は、工場作業の支障にならないように注意し、安全及び火気の取扱いに万全を期すこと。

#### (9) 水質調査業務

「札幌市給水設備の構造及び維持管理などに関する指導要綱」に基づき、業務用飲用井戸等施設の利用開始時に必要な調査として、委託者が採水した試料の水質検査(検査項目は別紙3参照)を実施すること。なお、採水容器の準備及び回収は受託者が行うものとし、調査は4回(四季各1回)とする。

## 2 要求水準書(案)の作成

### (1) 施設の整備に関する要件

受託者は、事業者から設計見積及び見積書の提出を受けるために、処理機能・性能及び工事の基本的な計画内容・範囲を盛り込み、必要な調査・検討を行ったうえで施設整備に関する要件を取りまとめること。なお、施設規模については、原則としてこれまで決定されている条件とするが、必要に応じてごみ質等と併せて再算出する。また、業務遂行にあたっては、委託者及び関係部局と十分な協議を行い、特定の事業者には有利あるいは不利が生じないよう留意すること。

施設整備に関する要件の作成にあたっては、基本計画と最新技術動向を踏まえた設計施工仕様の充実を行うほか、事業スキーム、官民役割分担等に配慮した内容を織り込むものとする。また、試運転期間を含む施設稼働後及び現工場の後継を考慮した直営職員の配置についても考慮すること。

主な構成は以下のとおりとする。

#### ア 総則

施設整備計画の概要及び建設・解体工事に関する基本的な拘束条件等が示されたものとするともに、「DB方式+公共直営」を前提とした特約事項、設計上考慮すべき性能保証事項、工事範囲及び提出図書、保証期間等について記載されたものとする。また、事業者と設計・工事契約後に認識違いが発生しないよう、要求仕様や条件等は詳細に記載し、数量、容量、能力、寸法、材質、材料、形式、性能基準、操作性、保守性及び関係法令等を具体的かつ定量的に示したうえで、責任所掌を明確にすること。

#### イ 全体計画

基本計画を踏まえた各種設計指針、設計条件、施工条件、公害防止条件等について記載されたものとする。

#### ウ 機械設備工事仕様書及び電気設備工事仕様書

主要機械設備ごとの概要及び設計上留意すべき事項が示されたものとするともに、機器・装置等

の主要なものについては、数量、容量、能力、寸法、材質、材料、形式、性能基準、操作性、保守性等が可能な範囲で示されるものとする。

#### エ 土木・建築工事仕様書

土木・建築工事及び解体工事に関する基本的な考え方や設計に当たって配慮すべき事項、施工に際して遵守すべき関係法令、準拠すべき指針等が示されたものとする。また、本事業は、狭い敷地で現工場を稼働しながら新工場を建設するため、現工場の運営に支障とならないこと及び周辺地域への騒音・振動・粉じん・汚損・渋滞等の対策を踏まえた工事計画の条件等について示されたものとする。

#### オ 要求水準書の解説書

要求水準書に記載した数量、容量及び能力等について、その根拠又は出典についてまとめること。また、発寒清掃工場更新事業基本計画の内容について、漏れなく反映されていることを確認できるように整理すること。

#### (2) 施設の運営に関する要件

本施設の運営管理で公共直営に要求される条件を明解に示すこと。

構成及び記載事項等については、リスク分担を踏まえたものとし、委託者及び関係部局と十分な協議を行い、委託者の方針に沿った内容とする。

### 3 実施方針（案）の作成

受託者は、事業者から事業スキーム等の事業骨格に関する意見の聴取及び要求水準書(案)に基づく設計見積と見積書の提出を受けるための実施方針(案)を作成すること。実施方針の構成については、PFI法第5条に規定されるものに準じるものとし、委託者の方針を踏まえて決定する。なお、特定事業の選定は行わないものとする。

### 4 見積関係書類の徴収・精査、予算額及び債務負担額等の算出

設計見積、見積書等の見積関係書類を徴収する際は、その内容を精査し、不明瞭な部分がある場合はヒアリングを実施し、内容の明瞭化を行うこと。また、見積関係書類をもとに、本事業の要求水準書の正案を作成するための資料の作成並びに本事業の予算額及び債務負担額を算出すること。予算額及び債務負担額の算出に際しては、交付金受入額、地方債借入額、一般財源等の財源計画書も併せて作成することとし、交付金を含む予算額の平準化についても検討すること。

### 5 実施方針の公表

本事業の入札公告に先立ち、実施方針を一般に公表する。受託者は実施方針の公表に必要な関係書類を作成するとともに、事業者等からの実施方針への意見等を踏まえた関係書類の改訂を行うこと。実施方針の公表に伴い、事業者側と対話を実施する場合は、対話への支援も行うこと。

### 6 事業者募集書類等の作成支援

事業者を募集するにあたって必要な、入札説明書、様式集、要求水準書及び契約書(案)等を作成す

ること。

(1) 入札説明書

事業の概要、事業範囲、参加資格の条件、入札手続き等について、事業者が理解しやすい入札説明書を作成すること。

- ①事業の趣旨
- ②事業概要・事業範囲
- ③事業者募集等のスケジュール
- ④参加資格及び入札に関する条件
- ⑤入札書類の審査に関する事項等

(2) 様式集

入札参加表明時、入札時(事業者提案提出時)等に提出すべき書類の様式を作成すること。作成にあたっては、事業者間の公平性に十分留意し、かつ事業者の創意工夫が十分に発揮できるように配慮するとともに、審査において過大な負担が生じないような様式とすること。

(3) 落札者決定基準

(仮称)事業者選定委員会(以下「事業者選定委員会」という。)が落札者を決定する手順及び評価項目等を記載した書類を作成するにあたり、必要な支援を行うこと。

(4) 要求水準書

見積関係書類をもとに、必要に応じて要求水準書(案)を改訂し、入札公告用の要求水準書を作成すること。

(5) 契約書(案)

本事業の基本協定書(案)、基本契約書(案)、建設工事請負契約書(案)及びその他必要な書類を作成すること。

(6) 法的検討

募集書類作成において、法律的な観点から精査が必要な場合、法律事務所に法的検討を依頼すること。

(7) その他

事業者を募集するにあたり、必要な書類を作成すること。

## 7 入札説明会及び現地説明会等の開催支援

委託者が開催する入札公告後の入札に関する説明会(対面的対話を含む)及び現地説明会等(以下、「説明会等」という。)の支援を行うこと。なお、説明会等は事業者ごとに行う可能性がある。

## 8 募集書類等に係る質問回答書の作成支援

公表した実施方針、入札説明書等の募集書類に対して、事業者から寄せられる質問及び意見をとりまとめ、その内容について検討し、回答書の作成を行うこと。質問聴取の回数は4回以上見込むものとする。

- ・見積関係書類依頼後
- ・募集書類公表後

- ・入札参加資格審査後(入札参加資格条件を満足する事業者を対象)

## 9 評価・事業者選定のための提案審査の支援

### (1) 資格審査に関する支援

委託者が、入札説明書に規定する参加資格要件の確認を行うために必要な資料を作成すること。また、入札参加者の財務状況の評価について、公認会計士事務所に依頼すること。

### (2) 基礎審査に関する支援

委託者が、落札者決定基準に基づき、事業者提案内容が基本条件を満たしているか等について審査を行うために必要な資料を作成すること。

### (3) 入札参加資格審査以降の対話に関する支援

事業者との対話を実施するにあたり、開催支援及び対話内容のとりまとめを行うこと。

### (4) 審査支援資料作成

提出された事業者提案の提案内容の部分について、落札者決定基準に基づき、事業者選定委員会が審査を行う際の補助資料を作成すること。資料の作成にあたっては、可能な限り客観性に配慮し、比較表を作成する等して審査行為が円滑に行えるように十分留意すること。

### (5) 審査結果のとりまとめ・審査講評の作成支援

事業者選定委員会における審査結果をとりまとめるとともに、落札者選定基準に示した審査項目及び評価項目ごとに、事業者提案内容を評価した結果を審査講評としてとりまとめること。

## 10 事業者選定委員会の運営支援

### (1) 必要な資料の作成

事業者選定委員会の運営に必要な資料の作成を行うこと。作成にあたっては、委員の作業負担が過大にならないように留意すること。なお、委員の選定については、委託者が行うものとし、求めに応じて委員候補者を推薦すること。

### (2) 事業者選定委員会への出席及び資料説明等の支援

事業者選定委員会に出席し、必要に応じて資料の説明を行うとともに、事業者選定委員会後に議事録を作成すること。

### (3) 会議室等の確保

委託者の求めに応じて、事業者選定委員会を開催するための会議室等を確保すること。また、必要に応じてオンライン会議に対応すること。

## 11 契約締結に係る支援

委託者と落札者との間で、協定及び契約を締結するに際して、委託者が、契約書(案)及び事業者提案内容に基づき最終的に締結する契約内容について、DB方式及び選定した発注方式のメリットを最大化できるように確認、調整、交渉及び契約締結に係る支援を行うこと。

契約書(案)については、法律的な観点からの精査のために法律事務所に法的検討を依頼すること。

## 1 2 情報提供に係る支援

建設予定地近隣地区等において、情報提供に必要な資料の作成に協力するとともに、必要に応じて情報提供時に同席すること。

## 1 3 廃棄物処理施設整備事業に係る費用対効果分析及び資料作成支援

本業務の内容を踏まえて、国の手引書に基づく費用対効果の分析及び循環型社会形成推進交付金の申請に必要な資料の作成を行うこと。

また、交付金申請時に必要となる民間活用の検討資料(VFM等)の作成を行うこと。

## 1 4 報告書の作成

本事業の検討経過及び資料を整理し、報告書を作成すること。

## 1 5 本事業に係る法令及び申請等の整理

本事業及び類似する事業に係る法令等及び申請等について洗い出し、該当の有無について確認すること。該当する項目について、法令等は遵守確認、申請等は提出先、提出時期及び提出に要する期間等必要事項について整理すること。

## 1 6 本業務に係る想定スケジュール

(1) 令和7年度(2025年度)～令和8年度(2026年度)

ア 見積徴収用資料作成【1】～【3】

イ 見積関係資料の徴収【4】

ウ 事業者選定委員会の設置【10】

エ 予算額及び債務負担額の算出【4】

オ 見積関係資料の精査結果の報告【4】

カ 実施方針・要求水準書(案)の公表【2】、【5】

キ 事業者募集書類の決定【6】

(2) 令和9年度(2027年度)

ア 入札公告【7】、【8】

イ 落札者の決定【9】、【10】

ウ 本事業に係る契約締結【11】

※括弧内の数字は特記仕様書の番号を示す。

## 1 7 その他

(1) 打合せについて

本業務では月2回程度の定例打合せを基本とし、その他必要があれば追加で打合せを実施すること。打合せは事前に委託者の承認を受けることで、オンラインによる対応も可能とする。オンラインで打合せを行う場合は、委託者分を含めて必要な機材(ノートパソコン、Webカメラ及びマイク等)、ネットワーク

環境及びライセンス等を受託者負担で用意すること。また、打合せを必要としない確認事項等は、電子メール又は電話等で行うこと。

(2) 業務の遂行に当然必要な費用は、本仕様書に明記のない事項であっても、原則として受託者の負担とする。

(3) 発寒清掃工場更新事業に係る基本構想、基本計画及び環境影響評価報告書の公開ページ

[https://www.city.sapporo.jp/seiso/hassamu\\_koushin/hassamu\\_koushin\\_menu.html](https://www.city.sapporo.jp/seiso/hassamu_koushin/hassamu_koushin_menu.html)

# 別紙1 測量範囲





### 別紙3 水質検査項目一覧

項目
塩化物イオン
有機物等（全有機炭素(TOC)の量）
pH値
電気伝導率
色度
濁度
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
溶解性鉄（鉄及びその化合物）
アルミニウム及びその化合物
ナトリウム及びその化合物
マンガン及びその化合物
カルシウム、マグネシウム等（硬度）
蒸発残留物
酸消費量（アルカリ度）